

(結果公表様式)

東御市シティプロモーション基本方針（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市シティプロモーション基本方針（素案）
意見の募集期間	令和6年12月10日（火）～令和7年1月8日（水）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子申請サービス
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 10件
実施機関	東御市企画振興部企画振興課移住定住・シティプロモーション係 電話：0268-64-5893 ファックス：0268-63-5431 電子メール：kikaku@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	東御市シティプロモーション基本方針（素案）のパブリックコメントの実施にあたっては、東御市まちづくり審議会審議後、直ちに実施すべきであることを提案。	今回のパブリックコメントは、庁内他部署が所管する計画等のパブリックコメントの実施予定時期と一部重複したため、市民の皆様にはわかりやすいよう、実施時期を調整した上で実施したものです。
2	計画等は市民とともに策定することが基本であると考え、市民や審議会等との素案作成における協働過程を示すべきである。審議会等の審議経過を資料として添付すべきである。素案の策定にあたっての審議経過を記載することを提案。	パブリックコメントを実施する計画等は、所管する部署の審議会での審議を経て策定しており、会議録を市ホームページに掲載して透明性の確保に努めております。 パブリックコメント実施時の公表資料は、全体の簡潔さや分かりやすさを重視し、原則として計画本編と計画概要版の素案にしております。審議会の会議録は市ホームページで公開しているため、資料として審議経過を記載することは考えておりません。

3	「シティプロモーション戦略」を「シティプロモーション基本方針」に変更した理由を記載することを提案	追記します。
4	IV-「2 基本方針の展開方針」において、「基本方針の目的」についての方針展開を記載することを提案 特に「地域ブランドの構築」についての展開を記載することを提案	追記します。
5	「県内市における東御市の魅力度」が「地域イメージ＝「地域ブランドメッセージ」の効果的活用」の分析に適しているか疑問のため、地域ブランドメッセージの使用頻度など、ほかの指標を提案	戦略で掲げた指標のため、指標の変更はできませんが、今後の参考とさせていただきます。
6	P4「分析・考察」市公式 LINE で実施したアンケート結果を記載することを提案	令和7年1月に市公式 LINE でアンケートを実施し、結果を記載します。
7	P5「地域資源のストーリーを「魅せる」情報発信」①“共感”を生む情報発信の推進、②パブリシティとメディアリレーションの構築について、「認知度」「情報接触度」を指標とすることを提案	戦略で掲げた指標のため、指標の変更はできませんが、「認知度」「情報接触度」については、分析・考察の部分で記載しています。
8	P7「地域資源のストーリーを「魅せる」情報発信」④関係人材やイベント等の機会を活用した情報拡散について、ほかの指標とすることを提案	戦略で掲げた指標のため、指標の変更はできませんが、分析・考察の部分で施策と指標の関係について追記します。
9	P8「“オールとうみ”による魅力発掘と発信」の指標である「SNS 平均リーチ数」の解説を追記することを提案	追記します。
10	アクションプランをPDCAサイクルで管理すること記載することを提案	追記します。